

保安対策、安全対策に関する訓練状況 (令和4年度実績)

富山県富山空港管理事務所

● 工作物撤去訓練

富山空港は全国で唯一の河川敷空港であることから、富山空港洪水対策規程を定めています。

洪水対策規程により

- ・ 河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条に基づき許可を受けた富山空港の施設で洪水時に河川区域外へ撤去または倒伏すべき工作物を定めております。
- ・ また、洪水時に適切に倒伏及び撤去するために年に2回訓練を実施することとしております。



● 工作物撤去訓練（第1回）

日 時：令和4年6月7日（火）14：30～15：40

参加人数：95名（富山河川国道事務所の視察含む）

洪水時に河川区域外へ撤去すべき空港の工作物について、その撤去訓練を実施するもの。

※第1回は現地における撤去作業を中心とした訓練を実施。



全国唯一の河川敷内に設置されている富山空港は、神通川の水位が上昇した際には、通水の障害となる構造物を撤去する事になっており、右記のとおり撤去する水位を設定しています。

体制	備考	
注意体制水位 洪水対策本部設置	<input type="checkbox"/> 空港水位 が2.8m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位 が4.8m	を超え、さらに上昇する恐れがある
航空機避難準備水位	<input type="checkbox"/> 空港水位 が3.1m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.2m	を超え、さらに上昇する恐れがある
警戒体制	<input type="checkbox"/> 空港水位 が3.4m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.4m	を超え、さらに上昇する恐れがある
航空機避難指示水位	<input type="checkbox"/> 空港水位 が3.8m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.8m	を超え、さらに上昇する恐れがある
緊急体制 （第1次）	<input type="checkbox"/> 空港水位 が4.0m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.9m	を超え、 かつ大沢野大橋水位の予想が6.4mを超えると予想される
緊急体制 （第2次）	<input type="checkbox"/> 空港水位 が4.5m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が6.4m	を超え、 かつ大沢野大橋水位の予想が7.2mを超えると予想される
緊急体制 →警戒体制	<input type="checkbox"/> 空港水位 が4.0m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.9m	を下回り、水位が 下降傾向にある
警戒体制 →注意体制	<input type="checkbox"/> 空港水位 が3.4m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が5.4m	を下回り、水位が 下降傾向にある
注意体制解除 洪水対策本部解散	<input type="checkbox"/> 空港水位 が2.8m <input type="checkbox"/> 大沢野大橋水位が4.8m	を下回り、水位が 下降傾向にある



計器着陸装置(ローライザー)を撤去



進入路指示灯等を倒伏



保安対策施設の場周柵を倒伏



距離灯を撤去

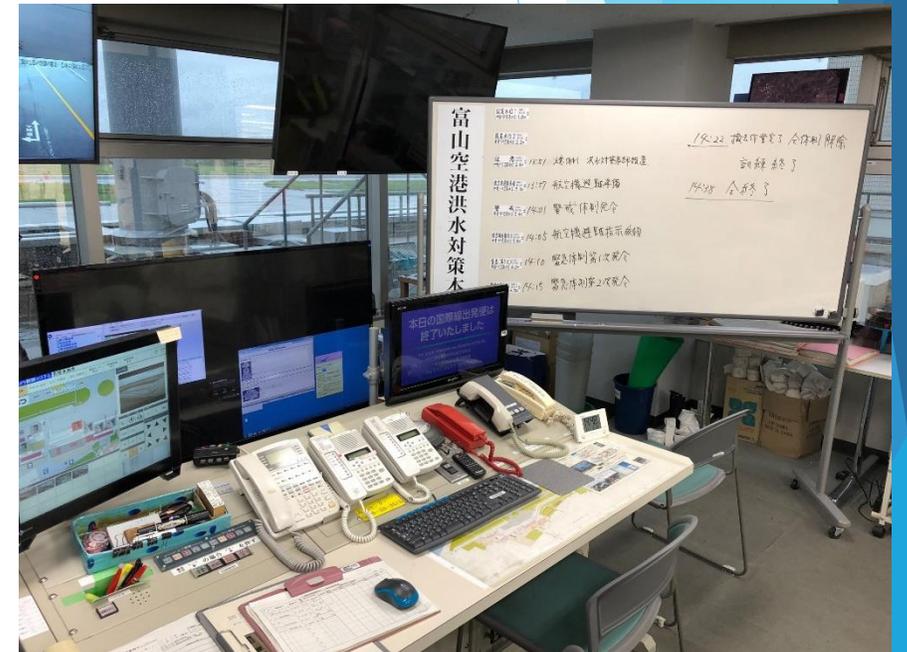
● 工作物撤去訓練（第2回）

日 時：令和4年8月22日（月）14:00～15:00

参加人数：11名

洪水時に河川区域外へ撤去すべき空港の工作物について、
その撤去訓練を実施するもの。

※第2回は洪水体制時の情報伝達を中心とした訓練を実施。



●不法侵入事案及び無人航空機侵入事案対応訓練

日 時：令和4年8月5日（金）14：30～16：00

参加人数：27機関・事業所

富山空港制限区域内等において不法侵入事案及び無人航空機侵入事案が発生した場合における迅速かつ適切な事態対処等を行い得ることを目的に実施。



無人航空機侵入事案対応訓練

●訓練想定

- ①消防警備隊が許可を受けていないドローンを制限区域内T1-T2（地上）間で発見し、管理事務所に通報する。
- ②管理事務所は、消防警備隊、管理隊及び警察と連携し、ドローンの操縦者を探索する。
- ③警察官（A）が操縦者をターミナルビル屋上デッキで発見し、飛行の中止を要請する。
同時に消防警備隊が制限区域内のT1-T2間の緑地帯でドローンを確保する。

●訓練内容

- （1）情報伝達訓練（管理事務所⇔関係機関・事業所、第1～2報）
- （2）事態対処訓練
 - ① 探索訓練（ドローンの監視、操縦者へ飛行中止要請、ドローンの確保）

不法侵入事案対応訓練

●訓練想定

- ①不侵者が空港南側のターニングパッド付近の制限区域内にいるところを消防警備隊が発見し、直ちに追跡・検索に向かう。不侵者はターミナルビル方向に逃走し、Aエプロン内に侵入する。
- ②探索・追跡者は不侵者を滑走路及びターミナルビルに近づけないよう追い詰め、通報により、駆けつけた警察官（B）が捕捉する。

●訓練内容

- （1）情報伝達訓練（管理事務所⇔関係機関・事業所、第1～3報）
- （2）事態対処訓練
 - ①制限区域内追跡訓練
 - ② 誘導訓練
 - ③ 捕捉訓練
- （3）その他、関係機関・事業所において必要と認められる訓練※

※制限区域に接するシャッター・出入口の閉鎖させる訓練を行った。

(1) 情報伝達訓練



- ・ 通報の受信、職員への指示
- ・ 関係機関への通報・連絡

(2) 事態対処訓練



- ・ ドローンの監視

無人航空機侵入事案対応訓練

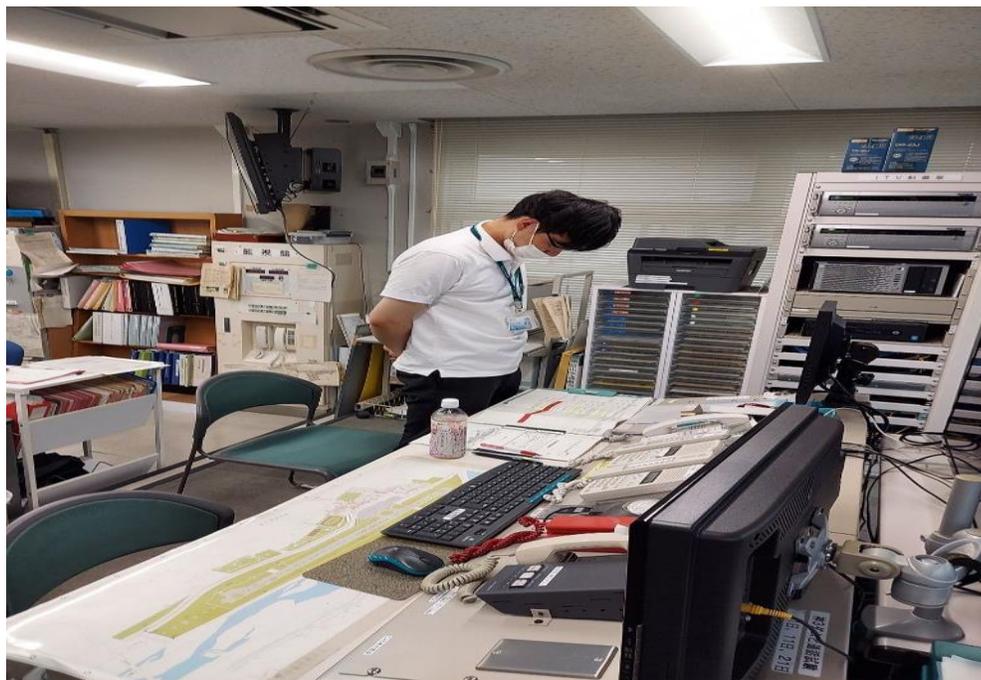


- ・ 操縦者へ飛行中止要請



- ・ ドローンの確保

(1) 情報伝達訓練



- ・ 通報の受信、職員への指示
- ・ 関係機関への通報・連絡

(2) 事態対処訓練



- ・ 制限区域内追跡訓練

不法侵入事案対応訓練



・ 誘導訓練



・ 捕捉訓練



- ・シャッター・出入口閉鎖

●消火救難訓練

実施予定日時：令和4年9月7日（水）5：30～6：00

参加人数：約200名

航空機事故が発生した場合に、空港内の関係事業所、消防機関及び医療機関等が相互に協力し密接に連携して消火救難活動を行うことにより、航空機事故に対して適切、迅速に対処することを目的に例年実施。

全日本空輸(株)にご協力をいただき、実機を使った訓練を行っています。



□訓練実施状況



消防機関出動



消防車両による放水



消防機関による負傷者の救出



救護誘導班による負傷者の搬送



医療機関による応急救護活動



負傷者の医療機関への搬送